

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成29年10月10日（火） 午前10時00分～午前10時27分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 利盛、 7番 柴田 耕一、 8番 幸前 信雄、
10番 杉浦 敏和、 11番 神谷 直子、 12番 内藤とし子、
14番 鈴木 勝彦、 15番 小嶋 克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

3番 柳沢 英希、 4番 浅岡 保夫、 6番 黒川 美克、
13番 北川 広人、 16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、教育長、
企画部長、人事GL、総合政策GL、総合政策G主幹、
福祉部長、地域福祉GL、保健福祉GL兼生涯現役まちづくりGL、
介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
- (2) 議案第59号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- (3) 陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情
- (4) 陳情第8号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (5) 陳情第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (6) 陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る9月25日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり議案2件、陳情4件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特にございませぬ。

《質 疑》

（１）議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第4回）

委員長 質疑を行います。

問（８） 補正予算書の68ページ、教育費の10款2項1目と10款3項1目、これ、同じ性質のものだと思ふんでお伺いします。教室が足りんということが多分ふやすっていう話だと思ふんですけれども、何でこのタイミングになって出てくるのか。これ、当初予算にどうして出せないのか、どういう仕事の進め方をしているかっていうことをまずお伺いしたい。

答（学校経営） 児童数、生徒数の推移につきましては、毎年ちょうど今ぐらいなんです、予算を編成する際の数値をもとに、教室がふえるかふえないか、校長会等でも審議していただきながら、決めておるところなんです、まず4月1日の時点で実際に児童数、生徒数がどのように変化するか、そして、学校基本調査で5月1日にその年度の児童、生徒数が確定します。それに応じて学校運営を一年間進めていくわけですが、その後、今回の場合もそうなんですけれども、この5月から9月の間に、かなりの数がふえたり減ったりというのが、学校に応じて生じて

きます。

今回はまず1校、港小学校につきましては、通常学級につきましては想定どおりの推移できておるんですが、特別支援を必要とする児童が来年度4人ふえるということで、教室が足りなくなってきたということが判明して、補正をお願いするものでございます。

高浜中学校につきましては、先日の議案説明会でもお話させていただいたんですが、5月以降、一気に1学年5名ふえてきたということで、あと1名ふえると、教室をさらに1つふやさないといけないという事態になってまいりましたので、まだ今の時点では、正式に1教室ふえるというわけではないんですけれども、教室がふえる可能性が高いということで補正をお願いするものでございます。以上です。

問（8） 毎年、同じようなタイミング出てくるんですけれども、本当に教育基本構想の中でね、幼保小中一貫教育って、うたっているじゃないですか。教室の数のところなんて、逆に言うとそこと連携とって、どういう状況になっているかっていうのは、本当に当初のとき押さえているんですか。

答（学校経営） 人数につきましては、毎年度、先ほども申し上げましたが、当初予算編成時に学校経営グループとこども未来部等の数字をあわせながら把握しているところでございますが、特に中学校ですと、逆に外国人の転籍もこのごろふえてきておりまして、かなり外国人の流入ということで、急遽、教室が足りないという事態も発生しておりまして、我々もその辺、児童数生徒数には、逐次注視をしながら、教室のほうの増減につきまして、確保の努力しているところなんですけど、今回は余りにも多くの人数が一気にふえたということで、補正をお願いすることになってしまいました。以上です。

問（8） 状況はわかります。これ反対するわけじゃないんですよ。意味は、これ、教室をふやしてくれというふうに補正予算が出てくれば、必ずやるはずですよ。賛成するはずですよ。だけどコスト必ずかかるんで、その分ほかに迷惑をかけるから、じゃあ自分たちが、そういうことを起こさないように、どうしようかって考えるのが仕事ですよ。そういう

仕事の仕方、仕組み、これ、どういうふうに情報を集めたらいいかっていうのはしっかり、やっぱりやっていただいて、当初になるべく出すように。

それは基本的にやっていかないと、当初の予算からこれふえましたから、どんどん膨らんでいきますなんて、これ世の中で本当にね、自分の家計で考えてみてください。子供がこういうことやりたいから、その分、収入のどこを減らすということを検討するわけですよ。だからそういうことを、同じことなんですから、これ人の金じゃなくて、自分たちのお金。これ、どう使っていくか、どうすれば早めに問題を洗い出して、それを課題としてみんなで解決できるか、それをしっかりと考えていただきたい。

答（学校経営） ただいまの委員の御指摘、今後も、これまでも常に注視はしているところでございますが、さらに児童数、生徒数の変化にはしっかりと注視をしていきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 同じく68ページの10款、教育振興費の関係ですが、中学校生徒就学援助事業のところでは221万7,000円と出ていますが、これはどういう費用なのか、また、何人ぐらいなのか。修学旅行の費用は、どのようになっているのかお示してください。

答（学校経営） 中学校生徒就学援助事業費の増額につきまして、これも先ほどの委員の御質問と被ってしまって、当初の見積もりが甘かったんではないかと言われかねないんですけれども、当初、この予算を積算する際に、積算根拠といたしまして29年度の予算を組む際は、その前年度、28年度中に組むものですから、その前年度、27年度の実績数値を基に積算をいたしました。

ところが今年度、29年度が始まりましたら、申請者数及び認定者数も現在、ふえている状況でございます。そういった理由もありまして、増額をお願いするものでございます。

また、6月の一般質問でもお答えをさせていただいたんですが、文部科学省の通知によりまして、新入学学用品費、こちらが一人当たり、2

万3,550円だったものが4万7,400円。約2倍近い数字に改正となりました。この高浜市におきましても、国の通知に基づきまして単価を変えていきたいというものでございます。

ざっと、人数がどれくらいふえたかということでございますが、まず、中学校の新入学学用品費につきまして、ただいま申し上げました単価がふえたことに伴い、約102万円ほどの増額となります。それから、認定者数がふえたことによりまして、こちらが増額数値といたしまして、約80万円ほどふえるということでございます。

科目によりまして多少増減がありますので、額としましては221万7,000円を増額補正をさせていただいているところですが、主な理由といたしまして、ただいま申し上げたところが理由となります。

問（12） 修学旅行の費用もこの就学援助事業の中に入っていると思うんですが、これはどのようになっていますか。ちょっとお答えがなかったなので、お願いします。

答（学校経営） 修学旅行費につきましては、当初59人でみておりましたが、こちら、今現在で68人認定があります。その関係で、9名分ふえております。一人当たりの単価が、5万7,590円となります。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第54号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第59号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第59号の質疑を打ち切ります。

(3) 陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(8) この陳情には、賛成させていただきます。先ほども教育っていうお話がありましたけれども、将来、子供たちっていうのは、日本の将来を担う立場にある。そういう子供たちをしっかりと教育する、これは、平等に育てて教育するというのが、国の役目でもあると思っていますし、この陳情には、そういう趣旨で賛成させていただきます。

委員長 ほかに。

意(7) 義務教育の成否ということで、教職員の確保だとか、適正配置だとか、資質向上に負うところが非常に大きいというふうに考えています。

今、学校現場では子供たちの健全教育に向けて真摯に取り組んでいるというものの、いじめや不登校、非行問題を含めた子供たちを取り巻く教育課題も多く抱えておるといふふうに考えています。そのために、教職員の多忙化は膨らむ一方で、精神的負担も大きくなっており、一人ひとりの子供たちと向き合う時間とか、意欲が十分であるとは言えない状況であるというふうに陳情の趣旨にも書いてございます。子供たちにきめ細やかな指導するためには、定数改善計画の早期策定、実施が必要であると考え、今後さらなる35人以下学級編制が法制度化されることによって、学校も新たな教育課題に対応できると思ひ、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意(12) この陳情には、賛成いたします。やっぱり今も意見が出ましたが、未来を担ってくれる子供たちが健やかに成長していくためには、この改善計画がまだまだ不十分ですので、全ての子供たちに行き届いた

教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充と、それから拡充を含めた定数改善計画の早期策定、実施、これは不可欠で、合わせて義務教育費の国庫負担制度の堅持をともにとることと、国庫負担率2分の1へ復元すること、これは、国がしなきゃならない大きな責任だと思います。ということで、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第7号についての意見を終了いたします。

(4) 陳情第8号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める
陳情

委員長 意見を求めます。

意(8) この陳情については、趣旨採択とさせていただきます。私学に行くと学費が高いというのはわかりますけれども、あれもこれもっていか、そういう形で選んで私学に行ってみえる方もみえるし、そういうことを考えると、趣旨はわかりますけれども、意見書を出すまでもないというふうに考えますので、趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(11) こちらも、趣旨採択でお願いしたいと思います。平成22年度から公立高校の無償化が実施され、それに伴い私立高校へも授業料に充てる就学支援金が、所得基準により支給されております。こうした私学への助成は、私学であっても、公教育の一翼を担う存在という捉え方から行われているものと私たちは考えています。陳情書の中にもありますが、地方自治体の財政危機が深まっている昨今、国の財政状況も非常に厳しいのは明らかであり、さらなる拡充・充実には限界があると感じております。しかし、陳情の趣旨は十分理解できますので、趣旨採択でお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

意（12） この陳情には、賛成をいたします。父母負担の公私格差がいまだに大きくて、多くの生徒が無償の公立に対して、私学の初年度納付金というのは約64万円を超えている。私学授業料助成があっても、私学を自発的に選択できるっていう方は、ごく一部に限られています。

全国的には大阪や京都で、今年度より東京や埼玉が、私立の高校の無償化へ踏み出しています。地方自治体の財政危機が深まって、私学助成予算も深刻な事態になっている今日ですけれども、県の私学助成の土台であり、その奨励措置である国の私学助成の役割、より一層重要なものになっていますので、この陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第8号についての意見を終了いたします。

（5）陳情第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（8） この陳情についても、趣旨採択でお願いしたいと思います。先ほどと理由は同じで、趣旨はわかるんですけれども、私学に行かれているというのは、それなりに理由があって行かれているということで、そういう面で見ると、今の条件の中で行っていただくのも、それもわかった上で行かれていると判断をしますので、趣旨採択でお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

意（11） 私どもも、これは趣旨採択でお願いしたいと思います。私立高校の授業料補助制度は十分であると言いませんが、実施しています。

愛知県では県立高校 2 校を受験できますし、経済的な理由であるならば、自分のレベルに合った学校も選択できると考えています。また、私立高校の設備、施設、授業内容、部活動等の良さを選択したものであれば、その代償が費用であると考えざるを得ません。また、県の財政も大変厳しい中でありますので、さらなる助成の拡充施策を実施することは、難しいと考えております。しかし、私立高校の置かれている厳しい状況も十分理解できますので、趣旨採択でお願いしたいと思っています。お願いします。

委員長 ほかに。

意（12） この、県の私学助成の陳情ですが、この陳情に書かれているように、高校生の 3 人に 1 人が私学に学んでいて、私学は公教育の重要な役割を担っています。県に対して、教育の公平を実現して私学選択の自由を確保するために、授業料助成と入学金の助成を一層拡充するとともに、経常費助成についても、国から財政措置がなされる国基準単価を土台にして、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施することという陳情は理解できますので、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第 9 号についての意見を終了いたします。

（6）陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（8） この陳情には、反対させていただきます。理由は、先ほどと似たような形になるんですけれども、高浜市の場合、私学助成について

は所得制限はあるにしても、周りともみても遜色のない形の私学助成が出ております。それと、こういう形でお金を使うということは、本来使うべきところで使えなくなるということですから、そういう意味でもこの陳情については反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（11） こちらは、反対させていただきます。現行の市町村、高浜市の場合ですと所得制限があるものの、近隣市と比較しても2万4,000円という補助額は、西三河九市の中でも手厚いものとなっています。さらに、平成22年度から公立高校の無償化が実施され、私立高校には国から就学支援金が支給されたことにより、独自助成を縮減、廃止する自治体もある中、高浜市は現行制度を維持しております。そのようなことから現状のままでよいと考えますので、この陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） この陳情第10号には、賛成いたします。公立私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましいわけですが、準義務化された高校教育においては、急務なことだと思います。全ての子供が、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利を保障するために、父母負担の公私格差をなくして教育の公平を図ることは重要であり、高浜市も市町村独自の授業料助成を拡充してくださいという陳情には、賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第10号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算 (第4回)

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第59号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算 (第2回)

挙手全員により原案可決

- (3) 陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

挙手全員により採択

委員長 次に、陳情第8号及び陳情第9号について、趣旨採択との御意見がありましたので、採決に当たり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いいたします。

- (4) 陳情第8号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

- (5) 陳情第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

- (6) 陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長にご一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時27分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長